

# 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正 について（中間まとめ）」に対する意見

平成20年1月25日  
東京商工会議所

東京都が「10年後の東京」で標榜した「世界で最も環境負荷の少ない都市の実現」に向け、具体的な対策を示されたことを評価する。これを受け、東京商工会議所としても、地域総合経済団体として東京都や23区との連携のもと、これまで以上に個々の企業のCO<sub>2</sub>削減に向けて取組む所存である。

今般の中間まとめにおいて、東京都は、CO<sub>2</sub>の大規模排出事業所に削減を義務付ける理由として、「自主的取組みを前提とする現行制度の枠組みの限界」をあげているが、これまでに日本の産業界は自主的な取組みにより、一定のGDPを生み出すのに排出する温室効果ガスを削減してきた実績があり、企業の自主的な取組みを否定するべきではない。

今後、全ての排出主体がより一層の削減に取り組む必要があるが、それぞれの主体にキャップをかけることは不可能であることから、排出削減は各主体の自主的取組みを柱とするべきである。また、都内で活動を行なう一人一人が部門を横断する排出主体となることを考慮した対策も求められる。

東京都は、2020年に2000年比で25%の排出削減を目標としているが、その目標数値や、目標が達成された場合に地球環境がいかなる状況になるかなど、科学的根拠に基づいた具体的な説明が必要である。加えて、一部の主体に削減の義務を課すのであれば、東京都全体の削減目標達成の実効性を確保する措置も検討されるべきである。

地球温暖化対策は、総合的な都市政策の観点から、都市交通やまちづくりなど様々な施策の横断的な調整を行ない、より効率的な都市づくりを進めることで温暖化の抑制を図ることが求められる。なお、現在、国においても様々な温暖化対策が検討されており、それらの施策との整合性を図るとともに、国際的な枠組みづくりの動向も捉えながら、首都・東京としての役割を果たされたい。

このような観点から、以下のとおり意見を申し述べる。

## 1. 自主的取組みによる削減の推進

「環境確保条例の改正について（中間まとめ）」によると、自主的な取組みでは「高いレベルの対策」が「困難である」としているが、排出削減義務のなかったこれまでも、自主的な取組みで排出量を削減してきた企業も少なくない。また、東京都全体の排出量の8割を占める、排出削減義務の規制を受けない大企業や中小企業、家庭等からの削減については、各主体の自主的な取組みを前提としている。

全ての主体が排出量の削減に取り組む責任を有しており、「今そこにある直接的な危機」として自主的に温暖化対策に取り組むことが重要であるとのより一層強いメッセージを、都民を中心に呼びかける必要がある。

## 2. 地域における総量削減に向けた各主体の連携促進

地域の総量削減は、一部の排出主体にのみキャップをかけることで実現できるものではない。中小規模事業所の温暖化対策を支援するために東京都が設置した「地球温暖化対策推進ネットワーク」や、今後導入が検討されている温暖化防止活動推進センターの有機的な連携を図り、地域のネットワークの力で温暖化対策を推進する必要がある。

東京都の昼間人口は約 1500 万人であり、23 区の従業者だけでも約 730 万人である。業務・産業部門のエネルギー使用者となる従業者も、帰宅後は近県も含めた家庭部門の排出主体となる。企業の従業員に対する意識啓発をはかり、一人一人が職場においても、家庭においても省エネルギーを実践すれば、各部門の排出量が確実に削減できる。東京商工会議所は、今後も職場や地域、家庭で自発的に温暖化対策に取り組む人材の育成を推進していく所存であり、こうした地域を包含した活動を支援されたい。

## 3. 科学的根拠に基づく数値目標と、公平（衡平）な割当ての方法

「中間まとめ」に示された地球温暖化対策計画書制度の強化案では、大規模排出事業所全体の削減義務量や対象事業所の削減水準の設定方法、計画期間中に新設される大規模排出事業所や排出量に規制のない非対象事業所からの排出量の増加分が、既存の対象事業所の削減水準にどのような影響を与えるのかが不明であり、対象事業者の不安がある。

また、個々の事業所は、それぞれの状況に応じて設備の更新等を計画している。個々の事業所の計画と東京都の条例で定める計画期間が一致すると限らず、事業所ごとに期間に柔軟性があれば自らの対策で排出削減が可能となるケースも考えられる。現行の計画書制度のように、個々の事業所の特性を十分に考慮した対策がなされるべきである。

制度の導入にあたっては、科学的根拠に基づく数値目標の設定と、削減の実績と削減余地に応じた公平（衡平）な割当て方法について具体的な議論が不可欠である。

## 4. 東京都全体の削減目標を担保する措置の検討

温室効果ガスの排出量を東京都全体で 2020 年に 2000 年比で 25%削減するという目標のもと、「中間まとめ」では、大規模排出事業所に削減を義務付け、自らで削減できない場合は他者の排出量を購入するなどして義務を履行することとし、その実効性確保のために罰則等も含む措置を検討するとされている。一方で、家庭部門の削減ができなかった場合の責任の所在はあいまいである。一部の排出主体には厳しい規制を行いながら、東京都全体の目標が達成できないという事態にならないよう、家庭部門の排出量の削減についても、実効性確保の措置が検討されるべきである。

## 5. 中小企業の取組みを支援する制度のさらなる充実

全ての事業者が規模にとらわれることなく、自主的な対策を急ぐことが求められるが、とりわけ、中小企業の省エネ設備等の導入を促進する助成措置や税制優遇等のきめ細かな支援を積極的に講じられたい。今般、「中間まとめ」において排出量取引制度を導入し、対象事業所や中小企業が自らの対策により削減した量を取引できるということもその一つとして挙げられている。排出量取引制度については、金融商品となり得る要素が低いものと理解しているが、真に排出削減のインセンティブとなる制度の構築と運用が図られるか未知の部分が多く、対象事業者との十分な協議に努め、不安感を払拭することが求められる。また、どの程度中小企業の削減分が取引されることになるかも不透明であり、中小企業の省エネの取組みを確実なものとするためにも、中小企業が自主的な対策により削減した量を東京都、あるいは第三者機関が、評価し、買い取ることについても検討されたい。

以 上